

議案第75号 三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】

三田市印鑑条例（以下「条例」という。）は、その一部に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）（以下「命令」という。）を引用する条項がありますが、命令の一部を改正する命令が施行（令和6年5月27日）され、引用条項の項ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

【内 容】

条例第13条第4項中、命令の引用条項「第33条第5項」を「第33条第6項」に改めます。

【施行期日】

公布の日